

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市財務規則</p> <p>第38条 課等の長は、歳入を収入しようとする場合は、次に掲げる事項を審査し、その内容が適正であると認めるときは、速やかに調定通知書により調定しなければならない。</p> <p>(1) 法令、条例、規則等に違反していないこと。</p> <p>(2) 所属年度及び歳入科目に誤りがないこと。</p> <p>(3) 徴収し、又は納入すべき金額の算出に誤りがないこと。</p> <p>(4) 徴収する時期に至っていること。</p> <p>(5) 納期限及び納入場所が適正であること。</p> <p>(6) 納入義務者が適正であること。</p> <p>・地方税法</p> <p>第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。</p> <p>2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方税法 第17条 地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金(以下本章において「過誤納金」という。)があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。</p> <p>第17条の4 地方団体の長は、過誤納金を第17条又は第17条の2第1項から第3項までの規定により還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日の翌日から地方団体の長が還付のため支出を決定した日又は充当をした日(同日前に充当をするに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、その金額に年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額(以下「還付加算金」という。)をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならない。</p> <p>・ 茅ヶ崎市市税条例 第32条 市民税の納税者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合においては、その申請により市民税を減免する。ただし、特別徴収義務者については、この限りでない。</p> <p>(1) 災害があつた場合において特に減免を必要とするもの (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 (3) 公益社団法人及び公益財団法人 (以下略)</p> <p>第48条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産に対する固定資産税は、その申請によりこれを減免することができる。</p> <p>(1) 災害により滅失し、又は甚大な損害を受けた固定資産であつて特にその必要があると認められるもの (2) 生活保護法の規定により生活扶助を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定により生活支援給付を受ける者の所有する固定資産であつてその必要があると認められるもの (以下略)</p> <p>第64条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 災害により減免を必要とする者が所有する軽自動車等 (2) 生活保護法の規定により生活扶助を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により生活支援給付を受けている者が所有する軽自動車等で自ら使用するもの (3) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を同じくする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を同じくする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方自治法施行令 第155条 普通地方公共団体の歳入の納入義務者は、当該普通地方公共団体の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に預金口座を設けているときは、当該金融機関に請求して口座振替の方法により当該歳入を納付することができる。</p> <p>・ 茅ヶ崎市歳入口座振替規則 第2条 口座振替により納付することができる歳入の範囲は、次の各号に掲げる種目(以下「対象種目」という。)とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市県民税(特別徴収分を除く。) (2) 固定資産税、都市計画税 (3) 軽自動車税 (4) (以下略)

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市市税条例</p> <p>第58条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</p> <p>第62条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第58条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地</p> <p>(2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地</p> <p>(3) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無</p> <p>(4) 当該軽自動車等の占有の有無</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて規則で定める事項</p> <p>第68条の2 市たばこ税(以下「たばこ税」という。)は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。</p> <p>・地方税法</p> <p>第463条の16 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
	<p>・ 地方税法 第20条の10 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する事項(この法律又はこれに基づく政令の規定により地方団体の徴収金に関して地方団体が備えなければならない帳簿に登録された事項を含む。)のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。</p> <p>・ 茅ヶ崎市自動車臨時運行許可に関する規則 第2条 法第34条第2項の規定により自動車の臨時運行の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、自動車臨時運行許可申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。 (以下略)</p> <p>・ 道路運送車両法 第34条 臨時運行の許可を受けた自動車を、当該自動車に係る臨時運行許可証に記載された目的及び経路に従って運行の用に供するときは、第4条、第19条、第58条第1項及び第66条第1項の規定は、当該自動車について適用しない。 2 前項の臨時運行の許可は、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長(「行政庁」という。次条において同じ。)が行う。</p> <p>・ 道路運送車両法施行規則 第20条 法第34条第1項(法第73条第2項において準用する場合を含む。)の臨時運行の許可は、その運行の経路の最寄りの運輸監理部長若しくは運輸支局長又は市、特別区若しくは町村の長が行う。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>茅ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第436条の規定に基づき、茅ヶ崎市固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>地方税法</p> <p>第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。</p> <p>2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は三人以上とし、当該市町村の条例で定める。</p> <p>3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。</p> <p>(略)</p> <p>第436条 この法律に規定するもののほか、固定資産評価審査委員会の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。</p> <p>2 前項の条例で定めるべき事項は、当該条例の定めるところによつて、固定資産評価審査委員会の規程で定めることができる。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市租税教育推進協議会会則</p> <p>第1条 この会は教育及び税務関係者が協力して、児童・生徒及び成人に対する租税教育を推進するため必要と認められる事項を協議し、租税教育の推進に寄与することを目的とする。</p>

法的 実施根拠	あり
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市市税条例 第1条 市税の税目、課税客体、課税標準、税率、その他賦課徴収については、法令 その他別に定めがあるものの外、この条例の定めるところによる。</p> <p>・地方税法 第329条 納税者（略）又は特別徴収義務者が納期限（略）までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。（略） 第331条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。 （1） 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。 （2） （略） 6 前（略）項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。</p> <p>・国税徴収法 第47条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。 （1） 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき。（略）</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市市税条例 第1条 市税の税目、課税客体、課税標準、税率、その他賦課徴収については、法令 その他別に定めがあるものの外、この条例の定めるところによる。</p> <p>・地方税法 第329条 納税者（略）又は特別徴収義務者が納期限（略）までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。（略） 第331条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。 （1） 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。 （2） （略） 6 前（略）項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。</p> <p>・国税徴収法 第47条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。 （1） 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき。（略）</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市市税条例 第1条 市税の税目、課税客体、課税標準、税率、その他賦課徴収については、法令 その他別に定めがあるものの外、この条例の定めるところによる。</p> <p>・地方税法 第329条 納税者（略）又は特別徴収義務者が納期限（略）までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。（略） 第331条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。 （1） 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。 （2） （略） 6 前（略）項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。</p> <p>・国税徴収法 第47条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。 （1） 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき。（略） 第94条 税務署長は、差押財産等を換価するときは、これを公売に付さなければならない。（略）</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・神奈川県地方税収対策推進協議会会則 第1条 本会は、神奈川県地方税収対策推進協議会(以下「推進協議会」という。)と称し、県と市町村が協力して個人住民税をはじめとする地方税の納付率の向上及び税務職員の資質の向上を図ることを目的とし、総合的な税収確保対策を推進するために組織する。</p> <p>・藤沢・茅ヶ崎・寒川地区徴収対策連絡協議会規約 第1条 本会は、藤沢・茅ヶ崎・寒川地区徴収対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称し、神奈川県地方税収対策推進協議会の方針に基づき、藤沢県税事務所と藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町が相互に協力して個人住民税をはじめとする地方税の税収確保を図るため、徴収対策を協議し、実施することを目的として組織する</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	